

令和2年2月19日

宮 城 県

## 地方自治における従うべき基準及び義務付け・枠付けについて

### 1 総 論

日本の地方制度は、地方の自主性を発揮することが困難であると言われる。その一因になっているのは「法令による縛り」及び過度な計画策定に象徴される「事実上の義務付け」である。

### 2 法令による縛り

第1次地方分権改革で機関委任事務が廃止され、地方が処理するものは全て地方の事務となった。しかし、企業誘致を例に考えても、土地利用規制に関する法令上の制約が多く、何かやろうとすると法令が壁となって立ちはだかる。(規制法令の過多)

また、「従うべき基準」の問題も挙げられる。従うべき基準の制定趣旨は、いわゆるナショナル・ミニマムにあり、保育所の居室の床面積基準などが例として挙げられる。しかし、こうした基準を満たさない限り、保育所の新設ができず、結果として、待機児童問題が解消しない原因にもなっている。

国が一律の基準を作り地方に守らせるという手法は、これまでは一定の合理性があったものとするが、ニーズの多様化や人口減少が進む現代においては、時代にそぐわなくなってきている。

### 3 事実上の義務付け

最近では、「策定自体は法令上努力義務でありながらも補助金交付の前提となっている計画」や、「都道府県が策定した計画に基づき市町村が計画を策定した場合に、市町村が国から支援を受けられる」といった現実的に都道府県が計画策定をしないという選択肢がない制度」も多くなっている。

今後の人口減少に伴い、自治体職員の減少も現実視される所であり、そのような中で、法令の様々で複雑な規制に加え、地域の実態からは必ずしも必要とは言えないような計画策定に追われることになることになると、真に解決すべき地域の課題に振り向けるマンパワーが不足する懸念がある。

### 4 今後目指すべき方向性（総括）

これからは、法令の目的を各地域においてより効果的に実現するためにも、地方の決定権を拡充すべきである。(基準の参酌化、法令で規定する範囲の縮小化)

また、国の政策立案や立法の過程において、地方の意見を反映させる仕組みを法定化するなどにより、地方に対する過度な義務付けを防止し、もって地方の自主的で柔軟な行政運営を可能にしていくことにより、住民福祉の向上・充実につなげていくべきである。